

その他職員
(非常勤)

・緊急に対応しなければならないケースも多くあり、本人がストップをかけない限り、周囲の支援でどんどんケースがすすんでいくことがあります。特に一時保護ケース、保護を受けた直後は、心の揺れも大きく、重大な決断は難しかったり、その時決めたことでも、後になって別の方向を望まれることもあります。本当に本人の意向に沿った支援をするためには、ある程度時間をかける必要があると感じます。・一時保護から自宅に戻った方のフォローに難しさを感じています。

その他職員
(非常勤)

直接支援者がケースワーカーからベッドメイキングまで、ありとあらゆる業務をこなす事は、とても大変なことで、バーンアウトした、しそうだという事を他の研修に出席して耳にする事があるが、当所は相談業務と生活支援を分けて行っている事で、少しは軽減されているようだが、保護に繋がるケースは少し減っているようだが相談件数は増え、相談だけではなく、啓発研修等々、外に出ていく事も多く、人数的に厳しいように思われる。

その他職員
(非常勤)

何度も入所をくり返す方、喫煙する方、高齢の方が多く様に思います。

その他職員
(非常勤)

宿日直業務に携わっております。正職員の不在の土日祝と夜に入所者の世話をします。身分は非常勤職員となります。入所者の人々と過ごす中で、さまざまな愚痴を聞いたり相談も受けます。入所者同士の喧嘩の仲裁に入ることもあります。又、置き薬の提供をしたり体調面にも拘ります。そんな中で私達は、入所者に個人的なことを聴くのは禁止されています。どのような理由で入所したのか、どのような環境の人なのか、健康状態はどうか、一切分かりません。妊娠の有無さえわからず困惑することも、持病を持っている人が悪化し慌てた場面もあります。最良の仕事をしたいと思う反面、個人情報に壁に阻まれ、はがゆい思いにもかられます。人間味を捨てて、ただの留守番という仕事だと割り切れるのが現状の課題であると考えます。

その他職員
(非常勤)

保護が長期化すると入所者(被保護者)の生活意欲が欠如し、被保護者というよりは利用者?保護人が多くなると社会を形成し、善もあれば悪も生まれる。感染という事についてはとても無防備であり、直接関わる私達の職種には被保護者の健康状況罹患履歴は知らされず、只、服薬の管理をする。感染力のある病気を罹患した場合に適応する施設もない。大人を保護する目的である為、同伴児がストレスを溜めることなく過ごせる場がない。私達の利用する衛生施設はなく入所者と共用である。精神を病んだ入所者も多く、身の危険の懸念を抱く時もある。施設が海岸に在り、自身災害時の事を思うと不安である。

その他職員
(非常勤)

施設内にはDV以外の方、精神を患っている方、行く所のない方、お金の持ち合わせがなく食べ物に困っている方など入所されます。でも入所者の情報はまったくと云っていいほど職員からは聞かされていなく、入所時の服薬で、又、本人からの申告で知ります。私達宿直員は全員心のケアなどを心掛け、対応していますが、それぞれの要望、思わく違って、団体行動が苦手で自由がないと、館内でけんかになる事が多々あります。職員・警察での意識確認、館内説明などを落ち着いて聞けず、入所してから服薬・苦情も多い。私達非常勤は、入所者の気持ちに寄り添い、その方の立ち直り、一人でも大丈夫と元気に退所されることを望んで、日々努力しております。

その他職員
(非常勤)

センター内でのノルマは朝の掃除だけです。長期(1ヶ月以上)の入所者の中には退屈したり、子供を他の入所者に任せだらない生活を送る人もいます。一方では色々な状況の人を見たり話をしたりすることで勇気づけられたり、今までの生活を見直し希望を持って退所していかれる方も居ます。精神的に弱い人、何らかの障害を持っている人も多く対応の難しさを感じます。一人の人の為に所内全体のバランスがくずれ立て直すのに大変な時もあります。

その他職員
(非常勤)

対象が大人という事で、子どもを扱う児童相談所に比べて、注目度が低い様に感じる。もったきめ細かく対応できるように、人員配置含め充実が求められる。

その他職員
(非常勤)

要保護者と支援員としての一定の距離を保ちつつ、保護所で安全・安心な日常を取り戻してもらい、今後の生き方についてしっかり考えてもらえるよう、ゆったり過ごしてもらいたいが、集団生活の中では色々な生き方や考え方、又、経験したことによる影響により不穏になったり、ストレスを感じたりする人もいてコミュニケーションに気をつけなければならない。支援員自身の心身の健康も留意したい。ひとりでも多くの人が、明るく健康的な生き方に踏み出せるように、できる限り冷静な判断とあらゆる角度からの視点をもてるよう努力したいと思います。

その他職員
(非常勤)

非常勤の職員の定着率が低い。

その他職員
(非常勤)

就業しているのに退職する方がベター。安全を確保するために、金銭確保のために、緊急で判断せねばならないことも本人にはあると思うので、時間を気にしながらも、時間をかけていくことが被害者支援だと思います。また行政としての対応としてのジレンマは自分自身の問題としてできますが、それが被害者へ負担にならないよう精進を続けていく仕事だと思います。

その他職員
(非常勤)

・DV被害者でありながら、ある意味加害者の様に感じる事が多々ある。例えば、明らかに本人も暴力をふるっている、生活保護目当て、子どもに虐待しているなど。また、知的や発達、精神に障がいがあるが認められ要服薬の方の場合、問題(職員への暴言や監禁されているなどの被害妄想、外出や喫煙のルールが守れないなど)を起こされ、支援方針が整わないまま一時保護所から退所(帰宅、逃亡)され再一保依頼となることも少なくない。
・障がい者虐待・高齢者虐待とDV被害が重複している場合のガイドラインがないため、担当の判断に任せるしかない状態(多分に主観が入る)。
・退所や保護命令発令後のアフターケアがないため、本当の意味での自立には至らず、同じこと(加の元へ戻り再被害)をくり返しているケースを見ることがある。福祉住設後生保からの自立もなかなかできない。

その他職員
(非常勤)

相談員と保育士で約6年勤務して、仕事のやりがいは感じていますが、非常勤全体にイえる事かと思いますが、月給12~14万で何年働いても同じというのは、モチベーションが下がって当然で、非常勤なんだからあたりまえという見方をされているのはどうなのかなと思います。非常勤も長く働ける給与、休日などの体制を考えてもらえたらいいのにと考えます。

その他職員
(非常勤)

生活支援員の質の低さ、意識が低いように感じます。

その他職員
(非常勤)
DV女性の場合、夫と対等に話し合える場や方法を知らない(無知な)人が多い。■都道府県の場合、特別相談員4名を置いているが、全国の相談所にも法的解決(対応)を気軽に利用できる様に配置したらどうかと思う(特別相談員の資格～元・家庭裁判所調査官)。

その他職員
(非常勤)
同伴児ありの入所者は母子支援施設へ入るケースを多く見ますが、単身者のステップハウスのようなものが当地域にもあったら、退所後も安心していいなと思います。「衣食住無料」の施設はあるのですが、少ない収入でも暮らしていけるシェアハウスみたいなものがあれば心強いかなと思います。

その他職員
(非常勤)
退所後の自立を支援する為に23年度より生活支援員として(県単事業)業務についております。退所前から関わりながら退所後のフォローにつなげています。退所してアパート等に入居されても孤立したりするケースが多く、特に高齢者では社会とのつながりができない方が多い。出かける所を紹介したり、自立に向けてのアドバイスをしたり心の安定を図ったりしています。このような役割は大切だと思っております。

その他職員
(非常勤)
常勤の職員は3年前後でかわってしまう。情報や知識、技術の蓄積がなされていない。非常勤の女性相談員の支えで成り立っている部分が多い。それでいて非常勤への扱いが対等でないと感じる。

その他職員
(非常勤)
ケース担当の個人の力量に左右される場面が多いように感じます。研修では補えきれないものもあります。よりよい支援のむずかしさを感じます。

その他職員
(非常勤嘱託)
一時保護、入所者との対応について、むずかしいと感じる時があります。

とても専門性の必要な業務であるにも関わらず、所内でもレベルにかなりの開きがあり困る。日々入所者が二次受傷していないかひやひやしている。エンパワメントではなく、「問題児」扱っていることが多い。未だに「また来てよー」とか言って、DVのことをよく知っていないのか、知っていても支援者のメンタルがケアされていないのか、とても危機的状況。

その他職員
(嘱託)
DV研修があっても参加するのは所内で私ひとりくらいなので、自腹で参加した研修資料をまわしたり、日々の語りの中で職員に伝えたりしている。厄介者と思われたいために、せっかくのワークショップスキルも、ワークとしてではなくおしゃべりとしてしか入所者とはシェアできない。

また、大切な部署(女性相談員、保護所夜間)はみんな非正規で、賃金と大変ささが引き合わない。支援者がDV加害者のように暴力的になっていることがよくある。それはDVについてよく勉強している有名な方でも。

へビーな分野なので、メンタルヘルスが大事だと思う。わたしはDVの支援がとても好きなので、来年度からはNPO活動として自分でやっていくための計画をたてているところ。

貴重な研究をしてくださり本当にありがとうございます。結果を楽しみにしています。

その他職員
(囑託)

(生活支援員として勤務しています)。私がこの職場で勤務して9カ月経った状況でつくづく思う事は、こちらに保護されてみえる方々の、それぞれ別々の接し方が必要だと思えます。勉強不足で、本来記せる点ではないかと思いますが、マニュアルがありその上の上について、尚プラス個別対応があるのではと感じています。私個人としての(入所者の)最初に見られたお顔の表情が日々少しずつ笑顔が見えて来ると、環境の違いや、全く異なった価値観を持った同性としても、ほっとして嬉しく感じます。そしてこの業務に出会えた事に感謝しています。

又、職場環境に大変恵まれています。人間関係がとても温和で直属の上司に当たる方の影響もあり、感情に流される事もなく、だからと云って事務的な訳でもなく、バランスが良いので業務が順調に運ばれていると常に感じています。

その他職員
(囑託)

生活困窮、教護のような若年女子が自己主張(権利主張)し本来支援すべきDV被害者等の居場所がなくなる。一時保護と婦人保護施設が合築されているので仕方がないのかもしれないが、共有のスペースで生活する中で心の傷を負った人は居心地良く過ごすことが難しい。本来支援すべきことは何だろうか?と日々思う。

その他職員
(囑託)

・DV対応について、関係機関ごとの温度差を感じる。・保護命令や児童手当受給事由の職権による消滅処理等が関係機関に周知されていない。

その他職員
(囑託)

県や地域によって非常に異なっている。国がよりよいモデルを示して、補助金も出して少しでも女性と子どものための支援をしてほしい。DV防止法の前の施設のまま、DVの被害者をおあずかりするのはムリがある。私は一時保護所に勤務していますが、「社会復帰と自立」の間の方が利用できる施設の必要性を感じます。

その他職員
(囑託)

この仕事を始めたばかりなので、今は慣れること、生活指導員としての土台作りを一生懸命行っていきます。施設利用者との近すぎない、遠すぎない、安心できる関係を目指しています。毎日が勉強で、所内の管理職の方々に教えてもらうこともたくさんあります。

その他職員
(囑託)

私は一時保護所内の生活支援員なので、保護された経緯を少し教えてもらうだけなので、一切係わることはありません。

その他職員
(囑託)

生活援助員もある面で束縛され、特に精神の方の入所が長期になると、こちらもストレスがたまり体調が悪くなります。入所の方の症状によっては心理医の見極により、入院などをしたら良いのでは?と思います。

その他職員
(嘱託)

担当外についての質問が多く、答えることができなかった。最近ではDVなどメディアで取り上げられることが多くなったが、認知度や理解度はまだまだ低いように感じる。このような業務に関わり、若い世代にもっと知ってもらいたいと改めて思った。

その他職員
(嘱託)

同伴児を主に担当する業務で、個々に寄りそうよう心がけている。子どもの笑顔、保護者が元気を取り戻し、社会復帰されることが何より喜び。私自身日々向上めざし頑張ります。

その他職員
(嘱託)

1、平成●年度から、配暴センターとしての機能を持つ女性相談センターが、女性相談所の敷地内に移転されたため、相談者にとって利用しにくくなってしまっている。また、女性相談所の所在が知られやすくなってしまった。

2、現在の業務実態に関する問題点として、

①保護の可否の判断、被保護者の処遇等について、直接相談を受けている相談員の意見が反映されていない。

②管理職のDVについての知識・理解が不十分であること、管理職が保護に消極的であること、相談員や弁護士が再三指摘しているにも拘わらず、他機関との連携を十分に図らないこと等、管理職の資質に問題がある。

③管理職の不適切な指示のために要保護者が保護を受けられない事案が多々生じており、これに対する当事者の不満や民間のDV被害者支援団体などからの批判が、管理職の指示を当事者に直接伝えざるを得ない相談員に向けられてしまい、相談員がストレスにさらされている。といった点があげられる。女性相談所の所長や、相談センターのセンター長などの管理職は、県の職員を人事異動によって配置するのではなく、一般公募等の方法により、DV被害者支援事業に相応しい人材を確保すべきである。

(続き)

3、相談員の待遇改善を図るべきである。

①相談員は非常勤嘱託職員とされているため、一般職公務員に比べて劣悪な勤務条件の下におかれている。県は売春防止法35条4項をその根拠と考えているようであるが、DV防止法に基づいて置かれる相談員について、同条項をそのまま適用することには疑問がある。また、本県の女性相談所就業規則には、「非常勤嘱託職員とは地方公務員法3条3項3号に規定する嘱託員をいう」との定めがあり、相談員が特別職の職員であること、従って労働基準法の適用を受ける職員であることが明らかであるが、相談員には時間外勤務手当が全く支給されていない。しかも、「女性相談センター業務マニュアル」には、時間外手当が出ないこと、超過勤務は代休で消化すべきことが明示されており、明らかに違法である。また、相談者への対応のため超過勤務をせざるを得ないことは頻繁にあり、代休による消化も極めて不十分である。こうした問題について、相談員は不満を持っているが、継続雇用が保障されていない身分のため、声をあげにくい状態にある。

②相談員の中には自らもDV被害者であった人も少なからずいて、概して業務に熱心である。劣悪な勤務条件にもかかわらず、自らの費用と時間を使って研鑽に努めている。業務に必要な研修は、十分に費用と時間を保障すべきである。

この書面の頭に書かれている、保護・支援はその重要性を増しています。にもかかわらず…。私は24年4/1より始めて、生活援助員の職につきました。県の臨時職員と聞こえは良いですが名ばかりで、4/1付の辞令書は基本報酬は〇〇円としてあり、ただし勤務は124時間以内でとなっているにもかかわらず、夏頃から現場を知らないデスクワークの方々が考えられたのか、124時間に足りない(実労働が)。これに対して県の方からの通達は124時間に足りない時間は有給休暇にてつじつまを合わせるとの事。25年度からは日給にて報酬を決めるとの事でした。しかし辞令書の任用期間は24.4.1～25.3.31までとなっており、どこにもこの書面には途中条件の変更については記載がありません。他に条例であるのかも知れませんが、何も知らず、相談する組合等もなく、有無もなくされるままです。私は24.10.1から有休が付きましたが、これで10日間がほとんど消えます。有給のない方はどうなるのでしょうか。このような事が許されることなのでしょうか。労働基準としてあることなのでしょうか？

その他職員
(臨時)

婦人保護も年々難しく、精神を病まれる方が大半で、生活援助員も色々な資格を有する方が的確なのではと考えたりもします。9カ月を過ぎこの職に対して自分としてのやりがいが見いだせなく心も苦しいばかりです。乱筆にて申し訳なく思います。どこかに今のおかれている立場を訴えたいと考えました。

・今現在考え得る限りで、住み易い環境づくりを心掛けていますが、職員が公務員の為、土・日・祝日対応が出来ず、利用者は自分達だけで過ごさなければならない状態です。それについて疑問を感じています。その他の点では、相談業務、日常生活支援業務、心理療法業務と非常に良い連携がなされているように感じています。

その他職員
(臨時)

DV支援などの幅広い支援になっていく中で、どうしてもマニュアル化してしまい、多様するケースのニーズに当てはまらないことが目につくようになってきていると感じている。確かに組織である以上、担当が変わってしまう状況もあるが、人を対象としていることをふまえ、ケースワーカーがパターン化しないように、私自身も心がけていかなくてはいけないと思いながら、業務を遂行したいと思います。

その他職員
(臨時)

警察から夜間の緊急入所がここ数年多くなった様に思われる。DVより保護が一般的にも認識されてきたのかもしれませんが。月6日～7日の夜勤をやっていますが、月に1回か2回夜中に入所準備等があり、3時間くらいのサービス残業になります。その時の賃金、時給でいただけないものかと思っています。乳児の同伴児の場合、熱が高かったりした場合、夜中に何度も見回りがあります。最近では産後病院が保護される婦人も多く、乳児を連れ大変な婦人が多い様で、アルバイトと言えども大変な仕事になっています。

その他職員
(臨時)

所内での役割が決められているが実際にはあまり関わりを持っていない。業務の補助となる様式、マニュアル、資料はもっと目を通していきたい。

その他職員
(臨時)

①入所者への過度のサービスは、本人の社会復帰に支障を来すおそれがある。②入所者の中にはDVを受けても当然と思われる方も少数ですが見受けられます。その方への教育も必要と思われる。

その他職員
(その他)

その他職員
(その他)

・シェルターで指導員しています。最近は携帯電話を持っている人が多く、外部との接触があり管理が難しいです。
・入所者も国際的になっており、中国人、フィリピン人、ブラジル人などを受け入れており、日常生活ではほとんど問題はありませんが読んだり書いたり苦手です。英語での入所心得を準備する必要があります。又、食事についても配慮されたら良いと思います。

その他職員
(その他)

同伴児や母子関係の様子をCWを通し、市町村に引きついでもらっているが、その後の様子が伝わって来ない現状であり、次の機関にスムーズにつながっていると信じてお願いしている現状です。必要に応じて児童相談所とは来所してもらい、状況を伝えたりすることも、ケースによってはありますが・・・。

その他職員
(その他)

一時保護所入所者の生活指導を充実させる必要がある。特に入所が長期になる場合、自立に向けた生活指導や経験を考えるべきである。

1. 男女共同参画基本計画(第3次)

No.	評価指標の ディメンション	評価指標の 項目	機能を代表する典型的な業務内 容の具体例(要エキスパートレ ビュー)	機能を実現するための業務内容	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
1			<p>機能を実現するための業務内容</p> <p>・ 婦人相談所が女性に対する暴力の相談窓口であることについて広く周知している。</p> <p>・ 相談対応の開設時間に、夜間・休祭日が含まれている。ホットラインを備えている・ホットラインとつながっている。</p> <p>・ 被害者に対するケアにおいて、中・長期にわたる相談を受ける仕組み、カウンセリングの実施や自助グループづくりに取り組んでいる。</p> <p>・ 被害者へのケアの実施にあたり、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携して、取り組んでいる。</p> <p>・ 男性被害者からの相談に対応するための相談体制上の工夫がある。</p>	<p>婦人相談所が果たすことになっている機能</p>	<p>「1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」</p> <p>「イ 相談しやすい体制等の整備」</p> <p>「①相談・カウンセリング対策等の充実」</p> <p>・ 相談窓口の所在等を広く周知する。</p> <p>・ 民間団体等も活用して夜間・休祭日を含む開設時間の拡大、ホットラインの整備等を行う。</p> <p>・ 中・長期にわたる相談、カウンセリング・自助グループでの取組等を通じ、被害者に対するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携しつつ、そのケアに努める。</p> <p>・ 男性被害者に対する必要な配慮が可能となるよう、相談体制を充実する。</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。</p> <p>「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」</p> <p>「1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」</p> <p>「施策の基本的方向：被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、官民連携の促進等により被害者の心身の回復等効果的な被害者支援を進める。」</p>	平成22年12月17日閣議決定
2			<p>・ 警察の、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の「女性被害者対策分科会」等の場に定期的に参加し、被害者に対する支援や援助等における連携の課題や具体策を協議している。</p> <p>・ 人権擁護機関との連携・協力を強化している。</p> <p>・ 女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等との連携、支援に努めている</p>	<p>「1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」</p> <p>「イ 相談しやすい体制等の整備」</p> <p>「④関係機関の連携の促進」</p> <p>・ 警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の「女性被害者対策分科会」等の場において、被害者に対する支援や援助等に関する関係機関等の相互の連携を進める。人権擁護機関においても、関係機関との連携・協力を強化する。</p> <p>・ 女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携、支援に努める。</p> <p>・ 近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努める。</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。</p> <p>「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」</p> <p>「1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」</p> <p>「施策の基本的方向：被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、官民連携の促進等により被害者の心身の回復等効果的な被害者支援を進める。」</p>	平成22年12月17日閣議決定	
3			<p>・ 被害者に対し、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施している。</p> <p>・ 中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援ができるよう、官民・官官・広域連携の体制づくりを主導する。ないし、連携を円滑にする業務上の工夫を積極的に行っている。</p>	<p>「1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」</p> <p>「ウ 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援」</p> <p>・ 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。</p> <p>・ 官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。</p> <p>「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」</p> <p>「1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」</p> <p>「施策の基本的方向：被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、官民連携の促進等により被害者の心身の回復等効果的な被害者支援を進める。」</p>	平成22年12月17日閣議決定	
4			<p>※被害状況、要保護性や支援方針の判断を行う基準となるアセスメント項目および一時保護の要否の判断基準について、他機関と共用するための具体的な取組、および、様式・ツールがある。</p> <p>※自立支援の方針や内容、関連手続きについて、被害者自身および施策を所管する関係機関と、認識・進捗情報を共有するための、具体的な取組および、様式・ツールがある。</p>	<p>・ 暴力被害者の保護の要否、リスクの程度や課題、自立支援の方針や内容・手続きについて、関係機関(福祉事務所、警察、他の配偶者暴力相談支援センター)と共通認識をはかれる運営上の工夫がなされている。</p> <p>・ 暴力被害者の保護支援にかかわる、地域における関係機関や民間団体等を周知しており、連携について協議したり、民間団体が求める行政からの支援内容について、把握に努めている。</p>	<p>「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」</p> <p>「ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項」</p> <p>「②関係機関・民間団体等との連携協力」</p> <p>・ 被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。</p> <p>・ 被害者の安全の確保および秘密の保持に配慮しながら、地域における関係機関や民間団体等との連携をとる</p> <p>・ 民間団体等に対し必要な援助を行うよう努める</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。</p> <p>「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」</p> <p>「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」</p> <p>「施策の基本的方向：中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携のもとに、取り組みを実施する。民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。」</p>	平成22年12月17日閣議決定
5			<p>・ 保護に係る職員が、被害者の保護における不適切対応による二次的被害の発生可能性を認識し、その防止の観点から、暴力被害者が暴力により受ける心身の傷がどのようなものかの理解につとめ、それらに配慮した具体的なコミュニケーションのあり方の修得に努めている。</p> <p>・ 被害者が、外国人や障害のある人である場合でも、それらの人の保護を断らない。</p> <p>・ 外国人や障害のある人等を保護した場合に、ハード面、ソフト面の双方においてそうした人々に対応できる環境・条件を整備するための取組が行われている(婦人相談所の一時保護所での保護が難しい場合に、代替となる一時保護機能を準備することも含む)。</p>	<p>「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」</p> <p>「ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項」</p> <p>「④被害者に対する職務関係者の配慮の徹底」</p> <p>・ 被害者の保護にあたり、被害者が暴力により心身ともに傷ついていることに留意し、不適切な対応により、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮を徹底する。</p> <p>・ 被害者には、外国人や障害のある人も含まれていることに留意し、その立場に配慮する。</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。</p> <p>「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」</p> <p>「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」</p> <p>「施策の基本的方向：中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携のもとに、取り組みを実施する。民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。」</p>	平成22年12月17日閣議決定	

1. 男女共同参画基本計画(第3次)

No.	評価指標の ディメンション	評価指標の 項目	機能を代表する典型的な業務内 容の具体例(要エクスパートレ ビュー)	根拠となる業務経程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
6			<p>・相談の受付段階において、相談者のプライバシーの保護、安心と安全の確保がなされることを、明確に説明している。</p> <p>・相談等の対応にあたる職員は、受容的態度で相談を受けている。(相談員や職員が、受容的な態度で対応するスキルを修得・定期的に確認する機会を組織的に確保している。)</p>	<p>「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」 「イ 相談体制の充実」 「①配偶者暴力相談支援センターの取組」</p> <p>・配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行う</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」</p> <p>「施策の基本的方向：中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携のもとに、取り組みを実施する。民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。」</p>	平成22年12月17日閣議決定
7			<p>・婦人相談所は、被害者の保護における不適切対応による二次的被害の発生可能性の防止、職員の心理的負担の軽減の観点から、職員が、暴力被害者が暴力により受ける心身の傷についての理解、それらに配慮した具体的なコミュニケーションのあり方(受容的態度含め)を修得するために、研修機会の確保を組織的に確保している。</p> <p>・研修以外にも、相談員の心理的負担を軽減するためのサポート体制、組織管理運営上の工夫がある。</p>	<p>「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」 「イ 相談体制の充実」 「④相談員等の研修の充実」</p> <p>・市町村における取組促進のため、現場ニーズに即した研修を実施する。二次的被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員の質の向上・維持にむけた継続的取組を促進する。</p> <p>・配偶者暴力相談支援センター等の相談員の心理的負担等の多さを踏まえ、研修充実等による資質の向上や相談員のサポート体制を含む体制の充実に努める。</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」</p> <p>「施策の基本的方向：中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携のもとに、取り組みを実施する。民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。」</p>	平成22年12月17日閣議決定
8			<p>※配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の運用・活用を推進するために、職員向けの制度利用の手引きや、被害者向けの分かりやすいインプレット・配布物等を備えている。</p> <p>・配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の運用・活用を推進するために、職員および被害者が制度を理解し、活用・手続することを促す、具体的な取組がある。</p>	<p>「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」 「ウ 被害者の保護及び自立支援」 「②暴力行為からの安全の確保」</p> <p>・配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策に努める。</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」</p> <p>「施策の基本的方向：中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携のもとに、取り組みを実施する。民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。」</p>	平成22年12月17日閣議決定
9			<p>・医療関係者による配偶者からの暴力の早期発見のための取組が促進されるよう、婦人相談所として積極的な協力を行う。 (※医療関係者に対する、配偶者からの暴力に関する婦人相談所等による行政対応(保護支援等)についての積極的な情報発信(研修協力、資料送付等)をしている。)</p>	<p>「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」 「ウ 被害者の保護及び自立支援」 「③医療関係者による早期発見の推進」</p> <p>・医療関係者は、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者に対する研修の実施など、医療関係者による配偶者からの暴力の早期発見のための取組を促進する。</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」</p> <p>「施策の基本的方向：中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携のもとに、取り組みを実施する。民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。」</p>	平成22年12月17日閣議決定
10			<p>・婦人相談所において、被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行れるよう、効果的な一時保護の実施を促す(民間シェルター等の積極的活用を含む)</p> <p>・高齢者、障害者等である被害者に対し、適切に対応できるよう、婦人相談所一時保護所の必要な環境改善がなされている。</p>	<p>「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」 「ウ 被害者の保護及び自立支援」 「④一時保護」</p> <p>・婦人相談所において、被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行れるよう、効果的な一時保護の実施を促す(民間シェルター等の積極的活用を含む) ・高齢者、障害者等である被害者に対し、適切に対応できるよう、婦人相談所一時保護所の必要な環境改善を進める。</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」</p> <p>「施策の基本的方向：中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携のもとに、取り組みを実施する。民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。」</p>	平成22年12月17日閣議決定
11			<p>・被害者が直面する可能性の高い状態として、暴力被害に起因するPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等による精神的な不安定といった状態があることを、相談・保護に関わる職員が理解し、連携して医学的または心理学的な援助を行うよう努める。</p>	<p>「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」 「ウ 被害者の保護及び自立支援」 「⑤心身の健康回復への支援」</p> <p>・被害者の状態として、繰り返される暴力に起因するPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患を抱えることが多いこと、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあることをふまえ、相談・保護に関わる職員が連携し、医学的または心理学的な援助を行うよう努める。</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」</p> <p>「施策の基本的方向：中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携のもとに、取り組みを実施する。民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。」</p>	平成22年12月17日閣議決定

1. 男女共同参画基本計画(第3次)

No.	評価指標の ディメンション	評価指標の 項目	機能を代表する典型的な業務内 容の具体例(要エクスパートレ ビュー)	機能相談所が果たすことになっている機能	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
12				<ul style="list-style-type: none"> 被害者の自立支援のため、就業の促進、住宅の確保、援護、医療保険・国民年金の手続き、同居する子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を、被害者に分かりやすい適切な方法により実施している。 事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行っている。 就業の促進その他被害者の自立を支援する観点から、支援計画の検討・作成・実施が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ウ 被害者の保護及び自立支援」 「⑥ 自立支援」 「配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の自立支援のため、就業の促進、住宅の確保、援護、医療保険・国民年金の手続き、同居する子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行う。」 「事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うよう徹底する。」 「就業の促進その他被害者の自立を支援するための施策等について、一層促進する。」 	<ul style="list-style-type: none"> 「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」 「施策の基本的方向：中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携のもとに、取り組みを実施する。民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。」 	平成22年12月17日閣議決定
13					<ul style="list-style-type: none"> 「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」 「ウ 被害者の保護及び自立支援」 「⑦ 広域的な連携の推進」 「地方公共団体を越えた広域的な連携の円滑な推進に向け、費用負担の問題を含め、地方公共団体間において適切に対応できるよう、責任の明確化等を進める。」 	<ul style="list-style-type: none"> 「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」 「施策の基本的方向：中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携のもとに、取り組みを実施する。民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。」 	平成22年12月17日閣議決定
14				<ul style="list-style-type: none"> 「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等が、児童に著しい心理的外傷を与える言動であり、児童虐待防止法において児童虐待に当たるとをふまえ、児童に対し、関係機関との連携のもとで、心理的外傷への対応を含めた被害者児としての適切な対応に努める。」 	<ul style="list-style-type: none"> 「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」 「エ 関連する問題への対応」 「① 児童虐待への対応」 「児童虐待防止法において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当たることから、関係機関等の連携を図りつつ、適切に対応に努める。」 	<ul style="list-style-type: none"> 「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」 「施策の基本的方向：中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携のもとに、取り組みを実施する。民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。」 	平成22年12月17日閣議決定
15				<ul style="list-style-type: none"> 「交際相手からの暴力についても婦人相談所において相談を受け付けられること、その他の地域における相談窓口に関して、周知徹底・情報提供を行うとともに、適切な相談対応と保護に努めている。」 「若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。」 	<ul style="list-style-type: none"> 「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」 「エ 関連する問題への対応」 「② 交際相手からの暴力への対応」 「交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられるよう体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。」 「若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。」 	<ul style="list-style-type: none"> 「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」 「施策の基本的方向：中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携のもとに、取り組みを実施する。民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。」 	平成22年12月17日閣議決定
16				<ul style="list-style-type: none"> 「地域において、性犯罪被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮を受けられることができる医療機関についての情報を把握している。」 「そうした医療機関を確保し、連携できるよう、医療機関への啓発・研修に協力している。」 	<ul style="list-style-type: none"> 「3 性犯罪への対策の推進」 「イ 被害者への支援・配慮等」 「④ 診断・治療等に関する支援」 「医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化する。」 「性犯罪被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮を受けられることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、当該施策を実施する。」 	<ul style="list-style-type: none"> 「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「3 性犯罪への対策の推進」 「施策の基本的方向：性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害申告の有無に関わらず被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備するとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。」 	平成22年12月17日閣議決定
17				<ul style="list-style-type: none"> 「性暴力・性犯罪被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図っている。」 「性暴力・性犯罪被害に関する専門的知識・技能を備えた看護師等の医療関係者、民間支援員等の活用、それらの人材との連携に取り組んでいる。」 	<ul style="list-style-type: none"> 「3 性犯罪への対策の推進」 「イ 被害者への支援・配慮等」 「④ 専門家の養成、関係者等の連携等」 「被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る。」 「性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員等の活用を促進する。」 「被害者支援については、関係省庁で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。」 	<ul style="list-style-type: none"> 「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「3 性犯罪への対策の推進」 「施策の基本的方向：性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害申告の有無に関わらず被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備するとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。」 	平成22年12月17日閣議決定

1. 男女共同参画基本計画(第3次)

No.	評価指標のディメンション	評価指標の項目	機能を代表する典型的な業務内容の具体例(要エクスパートレビュー)	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
18			<p>・子どもが相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候の把握、児童相談所等との的確な連携に関する研修・広報啓発を実施している。</p> <p>・性的虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底している。</p>	<p>「4 子どもに対する性的な暴力への根絶に向けた施策の推進」 「ア 子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等」 「①関係機関の連携等による虐待の早期発見等」</p> <p>・子どもと直接接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等との確に連携するための研修・広報啓発を実施する。 ・性的虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底する</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「4 子どもに対する性的な暴力への根絶に向けた施策の推進」</p> <p>「施策の基本的方向:身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、子どもに対する性的な暴力被害を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子どもの一生にぬぐいがたい影響を与えないよう、子どもが必要な相談・支援を受けられる環境整備を進める。」</p>	平成22年12月17日閣議決定
19			<p>・婦人相談所が一時保護したり相談を受けた女性の子どものが、性犯罪や家庭内における性的虐待による被害等を受けている場合、その保護と心身に受けた深い傷の回復にむけた支援が確保されるように努める。</p>	<p>「4 子どもに対する性的な暴力への根絶に向けた施策の推進」 「ア 子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等」 「②被害を受けた子どもに対する相談・支援等」</p> <p>・性犯罪や家庭内における性的虐待による被害等を受けた子どもに対して、その保護と心身に受けた深い傷の回復にむけた支援を行う。</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「4 子どもに対する性的な暴力への根絶に向けた施策の推進」</p> <p>「施策の基本的方向:身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、子どもに対する性的な暴力被害を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子どもの一生にぬぐいがたい影響を与えないよう、子どもが必要な相談・支援を受けられる環境整備を進める。」</p>	平成22年12月17日閣議決定
20			<p>・売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図り、女性の人権を尊重する啓発活動を推進する。</p>	<p>「5 売買春への対策の推進」 「ア 売買春の根絶に向けた対策の推進」 「②啓発活動の推進」</p> <p>・売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図るとともに、女性の性を商品化するような風潮を一層するため、社会的、倫理啓発活動や、女性の人権を尊重する啓発活動を推進する。</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「5 売買春への対策の推進」</p> <p>「施策の基本的方向:人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。」</p>	平成22年12月17日閣議決定
21			<p>・経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じる中で、売春をするおそれのある女性を早期に発見した場合には、未然防止の観点から助言する。</p>	<p>「5 売買春への対策の推進」 「イ 売春からの女性の保護、社会復帰支援」 「①売春からの女性の保護」</p> <p>・未然防止の観点から、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じる中で、売春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導する等、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努める。</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「5 売買春への対策の推進」</p> <p>「施策の基本的方向:人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。」</p>	平成22年12月17日閣議決定
22			<p>・売買春に関わる女性に対し、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、必要な対応がなされている。</p> <p>・売買春に関わる女性に対する婦人相談所の自立支援プログラムは、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、生活再建等の総合的な支援が実施されるものとなっている。</p>	<p>「5 売買春への対策の推進」 「イ 売春からの女性の保護、社会復帰支援」 「②社会復帰支援の充実」</p> <p>・売買春に関わる女性に対し、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における対応の在り方を見直す。 ・婦人相談所における自立支援プログラムの見直しを通じた生活再建等総合的な支援の充実を図る。</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「5 売買春への対策の推進」</p> <p>「施策の基本的方向:人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。」</p>	平成22年12月17日閣議決定
23			<p>・搾取を伴う売春の被害者の保護及び社会復帰支援において、関係機関(警察関係等)との連携が行われている。</p>	<p>「5 売買春への対策の推進」 「イ 売春からの女性の保護、社会復帰支援」 「③ 関係機関との連携の強化」</p> <p>・搾取を伴う売春の被害者の保護及び社会復帰支援については、婦人相談所と関係機関(警察関係等)との連携を強化する。</p>	<p>「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「5 売買春への対策の推進」</p> <p>「施策の基本的方向:人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。」</p>	平成22年12月17日閣議決定

1. 男女共同参画基本計画(第3次)

No.	評価指標の ディメンション	評価指標の 項目	機能を代表する典型的な業務内 容の具体例(要エキスパートレ ビュー)	機能 婦人相談所が果たすことになっている機能	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
24				<ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所が、国籍を問わず、人身取引被害を含めた各般の問題を抱えた女性の相談・保護に応ずる機関であることについて、潜在的な被害者が認識できるような配慮がなされた、広報・周知が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「6 人身取引対策の推進」 「ア 『人身取引対策行動計画2009』の積極的な推進」 「②被害者の発見・保護」 <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所が国籍を問わず、各般の問題を抱えた女性の相談・保護に応ずる機関であることについて、潜在的な被害者が認識できるよう配慮しつつ、各都道府県における広報・周知を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「6 人身取引対策の推進」 <ul style="list-style-type: none"> 「施策の基本的方向：被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす人身取引について、男女共同参画の視点から、その防止・撲滅と被害者支援対策等について、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、効果的な取組を促進する。」 	平成22年12月17日閣議決定
25				<ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所において、警察、入国管理局等の関係行政機関、在京大使館、IOM(国際移住機関)及びNGOとの連携確保に努め、国籍、年齢を問わず、人身取引被害女性の一時保護を行う。 ・一時保護において、人身取引被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事への配慮、夜間を含めた安全確保の体制整備が行われている。 ・保護中に、被害者の状況に応じた支援が実施されている。 ・被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して適切な保護措置が講じられている。 ・より適切な保護が見込まれる場合に、民間シェルター等への一時保護委託が実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「6 人身取引対策の推進」 「ア 『人身取引対策行動計画2009』の積極的な推進」 「③関係行政機関及び民間支援団体等との連携による支援の充実」 <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所において、警察、入国管理局等の関係行政機関、在京大使館、IOM(国際移住機関)及びNGOとの連携確保に努め、国籍、年齢を問わず、人身取引被害女性の一時保護を行う。 ・一時保護において、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事への配慮、夜間警備体制の整備のほか、被害者の状況に応じた支援の充実を図る。 ・被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して適切な保護措置を講じる。 ・より適切な保護が見込まれる場合には、民間シェルター等への一時保護委託を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「6 人身取引対策の推進」 <ul style="list-style-type: none"> 「施策の基本的方向：被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす人身取引について、男女共同参画の視点から、その防止・撲滅と被害者支援対策等について、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、効果的な取組を促進する。」 	平成22年12月17日閣議決定
26				<ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所に配置されている心理判定員及び一時保護所に配置されている心理療法担当職員により、人身取引被害者のカウンセリングが実施されている。 ・婦人相談所に配置されている相談指導員等は、被害者の意向を踏まえた相談活動を関係行政機関と連携しながら実施している。 ・無料定額診療事業の利用又は医療費の補助の活用により、必要な医療ケアを提供している。 ・被害者に児童が含まれている場合には、児童相談所と連携し、必要に応じて、児童心理司等による面接、医師による診断等、児童の被害状況・ニーズ・支援内容の検討が行われている。 ・高度の専門性が要求される場合は、専門医療機関と連携するなどにより、専門的な心理的ケアや精神的な治療につながる支援が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「6 人身取引対策の推進」 「ア 『人身取引対策行動計画2009』の積極的な推進」 「④被害者のニーズに合わせた支援の実施」 <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所に配置されている心理判定員及び一時保護所に配置されている心理療法担当職員による人身取引被害者のカウンセリングを実施する ・関係行政機関と連携しながら、婦人相談所に配置されている相談指導員等による被害者の意向を踏まえた相談活動を実施する。 ・無料定額診療事業の利用又は医療費の補助の活用により、必要な医療ケアを提供する。 ・被害者が児童である場合には、児童相談所において、必要に応じて、児童心理司等による面接、医師による診断等を行う。 ・高度の専門性が要求される場合は、専門医療機関と連携するなど、心理的ケアや精神的な治療を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「第三次男女共同参画基本計画」平成22年12月17日閣議決定。 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「6 人身取引対策の推進」 <ul style="list-style-type: none"> 「施策の基本的方向：被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす人身取引について、男女共同参画の視点から、その防止・撲滅と被害者支援対策等について、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、効果的な取組を促進する。」 	平成22年12月17日閣議決定

2. DV法を踏まえた婦人保護事業の実施に関する行政文書（基本方針は除く）

No.	評価指標のディメンション	評価指標の項目	機能を代表する典型的な業務内容の具体例(要エキスパートレビュー)	婦人相談所が果たすことになっている機能	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
1	配偶者暴力相談支援センターの業務規程			<p>第三条 配偶者暴力相談支援センターとして以下の機能を果たす</p> <p>1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介する</p> <p>2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行う</p> <p>3) 被害者(その同伴する家族含む)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行う</p> <p>4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う</p> <p>5) 保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡その他の援助を行う</p> <p>6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う</p>	<p>第三条(配偶者暴力相談支援センター) 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。</p> <p>3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。</p> <p>二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。</p> <p>三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八号の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。</p> <p>四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡その他の援助を行うこと。</p> <p>六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 第三条(配偶者暴力相談支援センター)</p>	<p>平成13年4月13日成立。平成19年7月11日改正。</p>
2	一時保護の実施主体			一時保護は、婦人相談所が、自自行うか、委託して行う	<p>4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自自行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 第三条(配偶者暴力相談支援センター)</p>	
3	民間団体との連携			必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努める	<p>5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 第三条(配偶者暴力相談支援センター)</p>	
4	通報(医療機関)		地域の医師・医療関係者による、配偶者からの暴力の発見時の通報、その後の相談支援・保護機関の情報提供に関する普及啓発に関して、協働した取り組みを行ったり、自治体や地域の医師・医療関係者の取り組みに具体的に協力している。	<p>第六条(通報対応) 地域の医師その他の医療関係者に対し、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときの配偶者暴力相談支援センター又は警察官への通報の努力義務、通報に関する被害者の意思慎重を含めた対応、通報後の対応(必要に応じた保護・支援の流れ)について、情報提供、普及啓発を行う。</p>	<p>第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。</p> <p>2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。</p> <p>4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第三章 被害者の保護 第六条(配偶者からの暴力の発見者による通報等)</p>	
5	支援センター業務の説明、保護の動員		※右業務が、「適切な方法」で(二次被害を生まない方法、安心安全が確保される方法)実施されていることが重要。「適切な方法での実施」を代表する具体的な業務内容は何か?	<p>第七条(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等) 被害者に関する通報又は相談を受けた場合に、必要に応じ、被害者に対し、配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行う。必要な保護を受けることを勧奨する。</p>	<p>第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第三章 被害者の保護 第七条(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)</p>	
6	保護のための関係機関連携・協力			<p>第九条(被害者の保護のための関係機関の連携協力) 「適切な保護」が行われるように、配偶者暴力相談支援センター(自分のところ以外)や都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関と、相互に連携を図りながら協力している。</p>	<p>第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第三章 被害者の保護 第九条(被害者の保護のための関係機関の連携協力)</p>	
7	苦情対応		被害者の保護に係る職員の職務の執行に関する被害者から苦情の申出への対応に関して、組織内、市町村その他関係機関への働きかけなどの対応方法が、職員に周知・共有されている。一 マニュアル等の整備?	<p>配偶者暴力相談支援センター(自分のところ以外)や都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関との協力・連携のもとで、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときに、適切かつ迅速に処理することができる。</p>	<p>(苦情の適切かつ迅速な処理) 第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第三章 被害者の保護 第九条(被害者の保護のための関係機関の連携協力)</p>	

2. DV法を踏まえた婦人保護事業の実施に関する行政文書（基本方針は除く）

No.	評価指標のデ ィメンション	評価指標の項目	機能を代表する典型的な業務内容 の具体例(要エグゼクティブレビュー)	婦人相談所が果たすことになっている機能	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
8	保護命令 (申立て)			<p>第十二条(保護命令の申立て) 相談、援助、保護を求めた被害者について、保護命令の申立てを視野に入れ、申立書の記載に必要な事項について(ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容、ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容等)、裁判所による保護命令の判断に影響する重要事項を漏らすことなく、的確な記録を作成することができる。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターが裁判所に提出する書面の様式、その記載要領を有効に活用している。</p>	<p>(保護命令の申立て) 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立てでは、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項 イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称 ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所 ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容 ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第四章 保護命令 第十二条(保護命令の申立て)</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」(平成20年1月11日府共第4号 雇児発第0111(002号)の「3 配偶者暴力相談支援センターが裁判所に提出する書面について」</p>	平成20年1月11日
9	保護命令 (審理)			<p>第十四条(保護命令事件の審理の方法) 裁判所からの求めに応じ、被害者の安全を損なわれない方法により、上記記録を迅速に提出し、また、書面の内容について職員が裁判所に説明することができる。</p>	<p>(保護命令事件の審理の方法) 第十四条 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに対応するものとする。 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第四章 保護命令 第十四条(保護命令事件の審理の方法)</p>	
10	保護命令 (通知後の対応・ 連絡体制と安全 確保)			<p>第十五条(保護命令の申立てについての決定等) 保護命令の申立ての審理結果の通知を、裁判所から受けた時には、速やかに、その情報を共有すべき関連部署・機関と共有し、被害者の予想される危険への対処・安全確保を行う。</p> <p>・各支援センターは、対応する地方裁判所と連絡をとり、保護命令に係る通知を受けるに当たっての連絡方法、書式等についてあらかじめ確認するなど、地方裁判所との連絡体制を確立する。 ・各支援センターが保護命令に関する通知(法台15条第4項に基づく通知)を受けた場合、速やかに連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等への旨連絡することなど、保護命令発令後の留意事項について被害者に対して情報提供を行う。 ・通知を受けた支援センターは、通知を受けた警察本部長等と連絡を取り、被害者の住所または居所を管轄する警察に対して、被害者の安全確保に必要な情報を提供するとともに、警察から、保護命令を受けた加害者の状況等に関する情報の提供を受け、警察と連絡を回って被害者の安全の確保に努める。 ・事案に応じて、支援センター職員と警察職員が同席して、保護命令発令後の被害者の安全確保の方法等について検討する。 ・被害者が支援センター以外の関係機関や民間団体において支援を受けている場合には、必要に応じ、これらの機関と連絡調整を行う。</p>	<p>(保護命令の申立てについての決定等) 第十五条 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第四章 保護命令 第十五条(保護命令の申立てについての決定等)</p> <p>「保護命令の通知に係る留意事項について」(平成19年12月14日府共第564号・雇児発第1214001号)</p>	平成19年12月14日
11	職員の基本姿勢			<p>第二十三条(職務関係者による配慮等) 配偶者からの暴力に係る被害者の保護の職務関係者として、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をすることができる。</p> <p>国や地方公共団体実施する、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深める研修や啓発に、職員は積極的に参加する、もしくはその実施に協力する。</p>	<p>(職務関係者による配慮等) 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第五章 雑則</p>	

2. DV法を踏まえた婦人保護事業の実施に関する行政文書（基本方針は除く）

No.	評価指標のディメンション	評価指標の項目	機能を代表する典型的な業務内容の具体例(要エキスパートレビュー)	機能	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
12	DV防止法に対応した婦人相談所の役割			<p>1 配偶者からの暴力被害女性の支援における中核としての役割 婦人相談所は、心理判定員や婦人相談員、心理療法担当職員等の専門性を活用し、専門的援助が必要な事案や処遇困難事案の抽出選定と対応を行う。専門的知識及び技術等を必要とする事案について市町村等への助言を適切に実施する。</p> <p>2 一時保護等の適切な実施 一時保護の実施と婦人保護施設への入所決定という特徴的な権限・役割を効果的適切に行わせる。</p> <p>3 市町村への支援 市町村職員に対する実務面の研修や、市町村職員の研修への講師派遣などによる市町村支援の実施。福祉事務所を設置していない町村に対するきめ細かな助言等の十分な支援を行う。</p> <p>4 配偶者からの暴力被害者に対する援助 事案に応じ、医師、心理判定員、婦人相談員、心理療法担当職員、看護師等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行う。被害者への心理的援助を適切に行うため、心理療法担当職員の積極的な配置・活用を行うことが望ましい。心身に大きな被害を受けている被害者や同伴する家族に対し、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握し、事案に応じた心理学的側面からの援助等を行う。さらに、疾病等の有無や診療の要否について、医学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態を踏まえて、今後の必要な措置について検討するなど、適切な対応をする。</p>	<p>第2 婦人相談所 1 配偶者からの暴力被害女性の支援における中核としての役割 婦人相談所は、心理判定員や婦人相談員、心理療法担当職員等が配置されている被害者の支援の中核機関として、専門的な援助を必要とする事案や、処遇の難しい事案への対応に当たることが求められていること。また、専門的知識及び技術等を必要とする事案について市町村等から助言等を求められた場合は、適切に対応すること。</p> <p>2 一時保護等の適切な実施 婦人相談所は、一時保護の実施という他の配偶者暴力相談支援センターにはない機能を有しているほか、婦人保護施設への入所決定も行っている。これらは、被害者に対する支援の中で極めて重要な役割であることから、適切に実施されたいこと。</p> <p>3 市町村への支援 婦人相談所において、市町村職員に対し実務面の研修を行うことや、市町村職員の研修に講師を派遣することなどが考えられること。特に、福祉事務所を設置していない町村に対しては、きめ細かな助言等十分な支援を行うことが望ましいこと。</p> <p>4 配偶者からの暴力被害者に対する援助 婦人相談所においては、事案に応じ、医師、心理判定員、婦人相談員、心理療法担当職員、看護師等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うこと。心理療法担当職員の配置については、被害者への心理的援助を適切に行うため、その積極的な配置・活用を行うことが望ましいこと。また、心身に大きな被害を受けている被害者や同伴する家族に対しては、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの援助等を行うこと。さらに、疾病等の有無や診療の要否について、医学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態を踏まえて、今後の必要な措置について検討するなど、適切に対応されたいこと。</p>	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」 平成14年3月29日 雇労省令第0329003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。 ※一部改正 平成19年3月29日 雇労省令第0329003号；平成20年1月11日 雇労省令第0111003号</p>	<p>平成14年3月29日 ※一部改正 平成19年3月29日；平成20年1月11日</p>
13	一時保護			<p>一時保護の緊急保護の目的を達成するため、夜間・休日を問わない受付体制、福祉事務所を経由していない申請の場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、被害者の安全確保、負担軽減等に配慮し、一時保護の要否判断を速やかに行う体制をとる。</p> <p>一時保護の期間中は、援助の施策のうちどれが最も適当であるかの決定、短期間の指導・援助を実施する。</p> <p>一時保護の委託は、外国人や障害者、高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるという観点から、その方法と施設の選定が行われている。</p> <p>婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図っており、原則として1週間ごとに入所者の状況の書面報告を受けながら、早期に次の段階の援助施策に移行できるような援助内容を検討する。 →保護1週間後以降、入所者の状態についてのアセスメントにもとづいた援助の現段階でのモニタリング、次の段階についての検討、その移行にむけた具体的な方法についての個別プランが立てられている、ということが前提になっている？！</p>	<p>第6 個別的事項 1 一時保護 (2)一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等に配慮しつつ、福祉事務所を経由していない申請の場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えるべきこと。 (4)一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適当であるかを決定し、婦人保護施設への収容保護や母子生活支援施設への入所又は関係機関等への移送等の措置を講ずるまでの期間や、短期間の指導、援助を行うために必要と見込まれる期間である。このため、一時保護所又は委託先の入所者の状況に応じて、その期間を延長する等の柔軟な設定をすること。 (5)ア 婦人相談所が、委託の適否及び委託先施設の決定を行う際には、それぞれの被害者の状況と、委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。特に、外国人や障害者、高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう十分配慮されたい。 ウ 婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図る必要がある。婦人相談所長は、原則として入所期間が1週間を超えるごとに施設から入所者の状況についての書面による報告を受け、できるだけ早期に次の段階の援助施策に移行できるような援助内容を検討する必要がある。</p>	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」 平成14年3月29日 雇労省令第0329003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。 ※一部改正 平成19年3月29日 雇労省令第0329003号；平成20年1月11日 雇労省令第0111003号</p>	<p>平成14年3月29日 ※一部改正 平成19年3月29日；平成20年1月11日</p>
14	一時保護 (同伴児対応)		<p>児童虐待のスクリーニングができるアセスメントが実施されており、児童相談所への通報・連携についての業務の指針・基準があり、児童相談所とそれらについて共有がなされている？！</p>	<p>同伴児について、児童虐待を受けている可能性を視野にいたったアセスメントを行い、必要に応じ、適切な支援が実施されるよう、児童相談所と密接に連携を図る。</p>	<p>第6 個別的事項 1 一時保護(同伴児について) (5)オ (前半省略)同伴児については、同時に児童虐待を受けている可能性もあることから、アセスメントを行うとともに、必要に応じ、適切な支援が実施されるよう、児童相談所と密接に連携を図ることが必要である。</p>	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」 平成14年3月29日 雇労省令第0329003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。 ※一部改正 平成19年3月29日 雇労省令第0329003号；平成20年1月11日 雇労省令第0111003号</p>	<p>平成14年3月29日 ※一部改正 平成19年3月29日；平成20年1月11日</p>

2. DV法を踏まえた婦人保護事業の実施に関する行政文書（基本方針は除く）

No.	評価指標のディメンション	評価指標の項目	機能を代表する典型的な業務内容の具体例(要エキスパートレビュー)	婦人相談所が果たすことになっている機能	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
15	一時保護 (同伴児対応)			<p>一時保護所における同伴児童の保育・学習支援を含めた適切な援助をする観点から、配置基準とは別に指導員を配置する。</p> <p>(1) 指導員による児童の状態に関する報告内容は、心理療担当職員による支援の必要性、児童相談所と連携した虐待に関するアセスメントや母子に対する支援等の必要性の判断に必要な内容が十分に含まれている。</p> <p>(2) 当該指導員の配置による児童の対応が、DV被害者等が各種相談や心理療法等を効果的に受けられたり、裁判所への手続や自立のための活動等を円滑に行うことができる体制づくりと一体的に実施されている。</p> <p>(3) 指導員による援助が、児童の安全・衛生を損なうことがないように提供されている。</p>	<p>婦人相談所一時保護所において、配置基準とは別に同伴児童の対応等(保育や学習支援を含めた適切な援助等)を行う指導員を配置することができる(1日平均保護人発見込みが6人以上の場合は2人、6人未満の場合は1人、指導員の資格要件は保育士か児童指導員)。</p> <p>指導員配置の場合の運営の留意点</p> <p>(1) 婦人相談所長は、当該指導員から児童の状態について適宜報告を受け、必要に応じて心理療担当職員による支援を行うとともに、虐待に関するアセスメントや母子に対する支援等について児童相談所と連携して適切な処遇に努めること。</p> <p>(2) 婦人相談所長は、当該指導員が児童の対応を行うことにより、DV被害者等が各種相談や心理療法等を効果的に受けられるようにするとともに、裁判所への手続や自立のための活動等を円滑に行うことができるように努めること。</p> <p>(3) 婦人相談所長は、児童の安全・衛生について十分配慮すること。</p>	<p>「婦人相談所一時保護所における配偶者からの暴力被害者等に同伴する児童の対応等を行う指導員の配置について」平成19年3月29日雇児福発第0329004号家庭福祉課長通知。</p>	平成19年3月29日
16	保護解除後の対応・引き継ぎ			<p>婦人相談所による一時保護後、婦人相談所は、被害者への支援が途切れることのないよう配慮する。</p> <p>具体的には、退所後も婦人相談所の専門的な支援を必要とする被害者について、引き継ぎ、婦人相談所において、来所相談等に応じる。</p> <p>また、地域での生活を始めた被害者については、その身近にあって相談しやすい、市町村の配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を引き継ぐ等を行う。なお、他の機関に引き継ぎを行う場合には、被害者の希望に応じて、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡して担当者名を確認し、当該担当者との面接が確実に行われるようにするなど、実質的に引き継ぐ。</p>	<p>第6 個別的事項 1 一時保護(続:保護解除後の対応・引き継ぎについて)</p> <p>(6) 婦人相談所による一時保護後は、婦人保護施設、母子生活支援施設等への入所のほか、帰宅や実家等への帰郷、賃貸住宅等での生活等が考えられるが、婦人相談所においては、被害者への支援が途切れることのないよう配慮することが必要である。このため、具体的には、退所後も婦人相談所の専門的な支援を必要とする被害者については、引き継ぎ、婦人相談所において、来所相談等に応じることが考えられるものであること。また、地域での生活を始めた被害者については、その身近にあって相談しやすい、市町村の配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を引き継ぐこと等が考えられること。なお、他の機関に引き継ぎを行う場合には、被害者の希望に応じて、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡して担当者名を確認し、当該担当者との面接が確実に行われるようにするなど、実質的に引き継ぐこととされたいこと。</p>	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」平成14年3月29日雇児発第0329003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。</p> <p>※一部改正 平成19年3月29日雇児発第0329003号;平成20年1月11日雇児発第0111003号</p>	平成14年3月29日 ※一部改正 平成19年3月29日;平成20年1月11日
17	関係機関との連携体制整備			<p>配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業を通じ、関係機関と年4回以上の連絡会議による関係機関と情報交換・状況把握、年2回以上の事例検討会議による事例に基づく実務的対応方法の整理等で、関係機関との連携体制の整備に主導的な役割を果たす。</p> <p>職員や地域の関係機関が参加する被害者の人権配慮や配偶者からの暴力の特性に関する理解を深めるための専門研修の企画運営への協力、職員の参加機会の確保を行う。</p>	<p>婦人保護事業の実施にあたり、婦人相談所と関係機関との連携体制を整備することを目的として、配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業を実施する。事業内容は以下。</p> <ol style="list-style-type: none"> 年4回以上の連絡会議を通じた参加機関相互の情報交換・状況把握; 年2回以上の事例検討会議 検討事例に基づく事例集の作成と職員への配布、婦人相談所や関係機関の役割を掲載したパンフレットの作成と関係機関への配布。 <p>職員専門研修事業の実施</p> <p>婦人相談所や、関係機関・職員を対象とする専門研修の実施。司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権配慮や配偶者からの暴力の特性に関する理解を深めるための研修を実施。</p>	<p>「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業の実施について」平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。</p>	平成14年5月30日
18	広域的対応			<p>婦人保護事業における広域的対応に関する標準的取扱い(「配偶者からの暴力の被害者への対応に関わる留意事項について」平成16年12月28日雇児福発第1228001号家庭福祉課長通知)に基づいた広域対応を実施している。</p> <p>または、それ以前からの自治体間の申し合わせに基づいて定められた取扱い方法に基づき実施している。</p>	<p>婦人保護事業における広域的対応に関する標準的取扱い(広域対応の類型に応じた、費用負担、連絡・調整の担当、移送時の費用負担、婦人相談所等の行政機関を経ずに住所地以外の施設などに保護を求めた場合の対処・費用負担等)</p> <p>広域的対応においては、従前からの自治体間の申し合わせに基づいて行われている他の取扱いを妨げない。</p>	<p>「配偶者からの暴力の被害者への対応に関わる留意事項について」平成16年12月28日雇児福発第1228001号家庭福祉課長通知。</p>	平成16年12月28日

2. DV法を踏まえた婦人保護事業の実施に関する行政文書（基本方針は除く）

No.	評価指標のディメンション	評価指標の項目	機能を代表する典型的な業務内容の具体例(要エキスパートレビュー)	婦人相談所が果たすことになっている機能	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
19	広域的対応			右に同じ	<p>DV被害者の一時保護における広域連携に関する全国一律の取り扱いの確保。 ＊「配偶者からの暴力の被害者への対応に関わる留意事項について」(平成16年12月28日雇児指発第1228001号家庭福祉課長通知)と申し合わせの趣旨は合致。</p> <p>(連絡調整)DV被害者が都道府県域を越え、他の都道府県の一時保護所等を利用する際、生活再建を開始するまでの間、婦人相談所が都道府県間の連絡・調整となる。婦人相談所は、警察、福祉事務所、教育委員会などの関係機関と連絡しながら円滑な被害者支援を図る。</p> <p>(情報の共有)送し出し側の婦人相談所は、DV被害者の状況について、受け入れ側の婦人相談所に情報提供する。受け入れ側の婦人相談所は、可能な限りDV被害者の動向の把握に努め、必要に応じて、送し出し側の婦人相談所にその旨連絡し、情報を共有する。</p> <p>(他の都道府県の一時保護所等への移送)送し出し側の婦人相談所が、移送時の同行支援(事前に双方の協議により同行支援の必要がないと判断した場合はこの限りではない)、移送の費用負担を行う。</p> <p>(支援)受け入れ側の婦人相談所は、一時保護中の面接や精神的ケア等の支援を行い、必要に応じて、被害者の支援に必要な情報の収集等を送し出し側の婦人相談所に対して要請することができる。</p> <p>(一時保護の費用)一時保護に関わる費用負担は受け入れ側の婦人相談所が負担する(送し出し側の都道府県が、一時保護委託施設と契約している場合を除く)。</p> <p>(その他)管内区市町村等に対して、申し合わせ事項の周知を図り協力を求める。</p>	<p>「配偶者からの暴力被害者の一時保護における広域連携について」 平成19年7月27日雇児指発第0727001号家庭福祉課長通知。 平成19年7月27日府共第318号内閣府男女共同参画局推進課長通知。</p> <p>「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申し合わせについて(連絡)」平成19年7月18日知事二発第71号全国知事会調査第二部長通知。</p>	平成19年7月27日
20	保護命令(通知後の対応・連絡体制と安全確保)			<p>保護命令発令時の安全確保に関する対応として、以下を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 裁判所から通知される保護命令に関わる事項 各支援センターにおいては、その対応する地方裁判所と連絡を取り、保護命令に係る通知を受けるに当たっての連絡方法、書式等についてあらかじめ確認するなど、地方裁判所との連絡体制を確立する。 2. 保護命令の通知を受けた後の対応及び各都道府県警との連携 ・速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡することなど、保護命令発令後の留意事項について、被害者に対して情報提供を行う。 ・通知を受けた警察本部長等と連絡を取り、被害者の住所または居所を管轄する警察に対して、被害者の安全確保に必要な情報を提供する。 ・警察から、保護命令を受けた加害者の状況等に関する情報の提供を受け、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努める。 ・事案に応じ、支援センター職員と警察職員が同席して、保護命令発令後の被害者の安全確保の方法等について検討する。 ・被害者が支援センター以外の関係機関や民間団体において支援を受けている場合には、必要に応じ、これらの機関と連絡調整を行う。 	<p>保護命令が発令された場合には、改正DV法で新設された法台15条第4項に基づき、申立人が配偶者暴力相談支援センター(「支援センター」)に相談した旨の記載がある場合、当該支援センターの長に対しても保護命令の発令の通知がなされることになった。これにより、以下の事項について、支援センターは留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 裁判所から通知される保護命令に関わる事項 各支援センターにおいては、その対応する地方裁判所と連絡を取り、保護命令に係る通知を受けるに当たっての連絡方法、書式等についてあらかじめ確認するなど、地方裁判所との連絡体制を確立する。 2. 保護命令の通知を受けた後の対応及び各都道府県警との連携 速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡することなど、保護命令発令後の留意事項について、被害者に対して情報提供を行うことが必要である。 また、通知を受けた支援センターは、法第15条第3項に基づき通知を受けた警察本部長等と連絡を取り、被害者の住所または居所を管轄する警察に対して、被害者の安全確保に必要な情報を提供するとともに、警察から、保護命令を受けた加害者の状況等に関する情報の提供を受け、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。事案に応じ、支援センター職員と警察職員が同席して、保護命令発令後の被害者の安全確保の方法等について検討する。 被害者が支援センター以外の関係機関や民間団体において支援を受けている場合には、必要に応じ、これらの機関と連絡調整を行うことが望ましい。 	<p>「保護命令の通知に関わる留意事項について」平成19年12月14日府共第564号、雇児発第1214001号、内閣府男女共同参画局推進課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知。</p>	平成19年12月14日
21	保護命令(通知後の対応・連絡体制と安全確保)			<p>婦人相談所は、保護命令の発令およびその内容、または保護命令の効力の停止や取り消しが裁判所からDVセンター長に通知された際に、「保護命令の通知に関わる留意事項について」(平成19年12月14日府共第564号、雇児発第1214001号)にそって被害者の安全確保に努めている。</p> <p>DVセンターが保護命令の申立にあたり裁判所に提出する書面について、示された様式や記載要領を理解しそれらを活用している。</p>	<p>改正法、基本方針とあわせ、示された留意事項などに配慮する。 (留意事項) 2 保護命令の発令およびその内容、または保護命令の効力の停止や取り消しが裁判所からDVセンター長に通知された際に、「保護命令の通知に関わる留意事項について」(平成19年12月14日府共第564号、雇児発第1214001号)を参照して、被害者の安全確保に努める。 3 DVセンターが保護命令の申立にあたり裁判所に提出する書面の様式と記載要領の見本を添付するので活用する。</p>	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」平成20年1月11日府共第2号、雇児発第0111002号、内閣府男女共同参画局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。</p>	平成20年1月11日

2. DV法を踏まえた婦人保護事業の実施に関する行政文書（基本方針は除く）

No.	評価指標のディメンション	評価指標の項目	機能を代表する典型的な業務内容の具体例(要エキスパートレビュー)	婦人相談所が果たすことになっている機能	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
22				<p>婦人相談所は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(「基本方針」)、および、それに即して作成・見直しが行われた都道府県の基本計画の内容を熟知している。</p> <p>管内の市町村、関係機関及び関係団体が、基本方針や基本計画について周知するための取り組みに関わっている。</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(「基本方針」)に即して、都道府県は、現行の基本計画の見直しに当たるとともに、管内の市町村、関係機関及び関係団体に基本方針の周知徹底をする。</p>	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく『基本方針』について」平成20年11月11日府共第1号、警察庁丙生企発第1号、法務省秘企第28号、児発第0111001号</p>	平成20年1月11日
23	人身取引被害者及び外国人対応			<p>人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者を養成・確保するために、「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業」を実施する。</p> <p>または、当該事業と同様の目的を果たしうる専門通訳者の養成確保を何らかの手段により確保する。</p>	<p>人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業を適正かつ円滑に実施する。(県事業、国の一部補助)</p> <p>(目的)人身取引被害者及び外国人DV被害を受けた外国人の相談、一時保護等の支援を行う婦人相談所等の現場において、専門的知識に裏付けられた適切な通訳が行われることを確保するために、通訳者の養成研修を行う。</p> <p>(実施内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修方法 以下を講師とする：婦人相談所及び関係機関の職員、人身取引被害者などへの支援に取り組んでいる司法、心理等の専門家、国際機関や民間団体職員。 ・研修内容：外国人に関する日本の諸制度に関すること、人身取引・DVの基礎知識、それらの被害者の理解と支援、女性・子ども・外国人の人権、通訳者としての守秘義務等、ロールプレイ・事例検討 	<p>「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業の実施について」平成21年4月6日雇児発第0406002号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。</p>	平成21年4月6日
24	一時保護			<p>1. 一時保護の申請と決定</p> <p>(1) 夜間、休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等も配慮しつつ、福祉事務所を経由していない申請の場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、被害者の危険度や緊急度を勘案し、申請を受け付け、一時保護の要否を速やかに判断するなど柔軟かつ弾力的な対応を図る。</p> <p>(2) 一時保護にあたっては、被害者の安全な保護・自立支援を円滑に進めるために、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡をとるなど、緊密な連携を図る。</p>	<p>「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果(勧告)」(平成21年5月26日総務大臣、厚生労働大臣への勧告)の「一時保護の機能の充実」を受けて作成した、一時保護の申請と決定における以下の留意事項について、周知徹底をする。</p> <p>1. 一時保護の申請と決定</p> <p>(1) 夜間、休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等も配慮しつつ、福祉事務所を経由していない申請の場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、被害者の危険度や緊急度を勘案し、申請を受け付け、一時保護の要否を速やかに判断するなど柔軟かつ弾力的な対応を図る。</p> <p>(2) 一時保護にあたっては、被害者の安全な保護・自立支援を円滑に進めるために、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡をとるなど、緊密な連携を図る。</p>	<p>「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について」雇児福発1125第1号、平成21年11月25日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。</p>	平成21年11月25日
25	一時保護			<p>[続]</p> <p>2. 一時保護機能の充実</p> <p>(1) 一時保護までの同行支援等の方策や連絡体制及び対応方法を共有するための、都道府県内の他の配偶者暴力相談支援センター、市町村及び警察等関係機関との協議の場、ツール等が整備されている。</p> <p>(2) 外国人、障害者、高齢者、男性被害者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、多様な一時保護委託先を確保し、こうした被害者の一時保護を受け入れられることが関係機関・関係団体に周知されている。</p> <p>(3) 被害者の状況・状態像に応じた受け入れという観点から、一時保護の委託先の施設の特徴が整理されており、被害者の状態に最も適した施設が選定されている。</p> <p>(4) 一時保護の期間については、被害者の状況に応じて柔軟な設定をする。※一時保護の期間について、被害者の状況や行政対応の進捗等に関して被害者とも十分に説明・理解を得ながら、柔軟な設定をしているか。</p> <p>(5) 一時保護後の円滑な自立支援に向けて、速やかに福祉事務所や関係機関と緊密な連携をはかること。※一時保護後の円滑な自立支援のために、一時保護期間中および一時保護解除にあたり、婦人相談所として実施すべき対人援助・診断・事務処理等は何か、特に、福祉事務所や関係機関とのやり取りにおいて、円滑な自立支援にむけて婦人相談所として行うことが望ましい対応は何か？</p> <p>(6) 連携体制・共通認識を確保するため、都道府県内の関係機関と協議会を設置し、配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業の活用等により、被害者支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関相互の協力のあり方をあらかじめ決め、定期的な連絡会議を開催する。</p> <p>(7) 協議会の場を活用するなどして、個人情報の保護に十分に留意した上で、婦人相談所としてのケースワークを確実に行う観点から、必要な場合には、個別の事案についても協議を行う。※個別事案について、関係機関を含めた検討協議を迅速に開催できる、組織的な仕組みがあるか。</p>	<p>[続]</p> <p>2. 一時保護機能の充実</p> <p>(1) 安全かつ適切な一時保護の実施のため、一時保護までの同行支援等の方策や連絡体制及び対応方法について、都道府県内の他の配偶者暴力相談支援センター、市町村及び警察等関係機関とあらかじめ協議を行うこと。</p> <p>(2) 外国人、障害者、高齢者、男性被害者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あらかじめ多様な一時保護委託先を確保すること。</p> <p>(3) 一時保護の委託にあたっては、被害者の状況と委託する施設の特徴を考慮し、その被害者にとって最も適当と考えられる一時保護及び施設を選定すること。</p> <p>(4) 一時保護の期間については、被害者の状況に応じて柔軟な設定をする。</p> <p>(5) 一時保護後の円滑な自立支援に向けて、速やかに福祉事務所や関係機関と緊密な連携をはかること。</p> <p>(6) 都道府県内の関係機関と協議会を設置し、配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業の活用等により、被害者支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関相互の協力のあり方をあらかじめ決め、定期的な連絡会議を開催する等により共通認識を持ち、連携して取り組む体制を確保すること。</p> <p>(7) 協議会の場を活用するなどして、個人情報の保護に十分に留意した上で、婦人相談所としてのケースワークを確実に行う観点からも、必要な場合には個別の事案についても、協議を行うこと。</p>	<p>[続]「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について」雇児福発1125第1号、平成21年11月25日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。</p>	平成21年11月25日

2. DV法を踏まえた婦人保護事業の実施に関する行政文書（基本方針は除く）

No.	評価指標のデ ィメンション	評価指標の項目	機能を代表する典型的な業務内容 の具体例(要エキスパートレビュー)	婦人相談所が果たすことになっている機能	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
26	相談体制 (休日夜間)			1 休日夜間の電話相談体制が、実施要綱に即して、または、事業によらずとも事業と同じ水準の相談体制が確保されている。具体的には、婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による電話相談が休日8時間以上、平日や休日の夜間4時間以上確保されている。電話相談員には、個人情報の適切管理・守秘義務についての周知徹底、「二次被害」防止のための相談技術向上のための研修が実施されている。電話相談員のメンタルヘルスキューアの配慮策が具体的に講じられている。そのことが相談者・市民・関係機関に周知されている。	「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」(平成22年4月1日)の円滑・適正な実施。県事業・国の一部補助。 1 休日夜間電話相談事業：婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による電話相談員を休日や夜間に配置する。休日は8時間以上、平日や休日の夜間は4時間以上を実施する。電話相談員には、個人情報の適切管理・守秘義務についての周知徹底、「二次被害」防止のための相談技術向上のための研修を実施する。電話相談員のメンタルヘルスキューアに十分配慮する。	「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業の実施について」雇児発0329第10号、平成22年3月29日、雇用均等・児童家庭局長通知。	平成22年3月29日
27	法的対応機能の 強化	※こうした体制確保のための企画立案・予算確保を婦人相談所として積極的にやっているか。	[続] 2 法的対応機能強化事業：保護命令制度の利用に関する助言・調整、人身取引被害者、外国人等を含むあらゆる国籍、在留資格、離婚、多重債務等に関する民事手続きや刑事手続きなどについての情報提供や調整等の対応が、事業の活用により、または、当該事業によらずとも事業と同水準の体制が確保されている。具体的には、婦人相談所の職員やDV被害者・人身取引引き被害者等からの相談に対し、法的対応(保護命令、国籍・在留資格、人身取引被害時の法的対応、離婚、多重債務等に関する民事手続き、刑事手続き)に関する助言や関係者との調整を実施する役割を果たしてくれる弁護士・機関等が何らかの手段で確保されている。そのことが相談者・市民・関係機関に周知されている。	[続] 2 法的対応機能強化事業：DV防止法第3条第3項第5号に定められた保護命令制度の利用に関する情報提供、助言、関係機関への連絡等の援助を強化するために実施。また、人身取引被害者、外国人等を含むあらゆる国籍、在留資格、離婚、多重債務等に関する民事手続きや刑事手続きなどについての情報提供や調整等の対応を強化するために実施。婦人相談所の職員やDV被害者・人身取引引き被害者等からの相談にたいし、法的対応に関する助言や関係者との調整を実施する役割を果たす弁護士等を確保し、非常勤職員として配置する、ないし、適宜法的調整や援助等を得る契約を弁護士等との間で結ぶ。	[続] 「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業の実施について」雇児発0329第10号、平成22年3月29日、雇用均等・児童家庭局長通知。	平成22年3月29日	
28	相談体制(対象)			・交際相手からの暴力被害についても、積極的に対応する。 ・管轄下の市町村の配偶者暴力相談支援センターにも周知する。	配偶者暴力相談支援センターは、交際相手からの暴力被害を受けた者からの相談があった場合にも、積極的に対応する。管轄下の市町村の配偶者暴力相談支援センターにも周知する。	「配偶者暴力相談支援センターにおける交際相手からの暴力に関する相談の取り扱いについて」府共第115号、平成22年3月31日、内閣府男女共同参画局推進課長通知。	平成22年3月31日
29						「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(「基本方針」)平成20年1月11日、平成24年8月1日一部改正、内閣府・国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。告示。	平成20年1月11日、平成24年8月1日一部改正

3. 新生活のための自治体等での各種手続き関連

No.	評価指標のディメンション	評価指標の項目	機能を代表する典型的な業務内容の具体例 (要エキスパートレビュー)	機能	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
1	住宅確保の手続き(公営住宅)			<p>婦人相談所が果たすことになっている機能</p> <p>DV被害者に対し、住宅確保についての情報提供について、必要に応じ、公営住宅への入居やその他の入居資格の証明書の入手や公営住宅窓口での手続きに関する情報提供を含める。</p> <p>公営住宅の事業主体が、DV被害者からの照会等DV被害者の居住の安定確保への要望に適切に対応できるよう、公営住宅の事業主体やその他のDV被害者の自立支援に関わる関係機関と間で、公営住宅入居やその資格証明について、認識や手続きの共有化が図られるよう、婦人相談所から積極的な働きかけを行う。</p>	<p>根拠となる業務規程</p> <p>DV被害者等についても同居親族がない場合において公営住宅への入居が可能になった。入居資格の証明は 婦人相談所の証明(一時保護、婦人保護施設での保護に関する証明)、または裁判所の保護命令決定書の写しにより行う。</p> <p>婦人相談所等において、DV被害者に対し、必要に応じ住宅確保についての情報提供を確実に行い、公営住宅の事業主体が、DV被害者からの照会等DV被害者の居住の安定確保への要望に適切に対応できるよう、DV被害者の自立支援に関わる関係機関と間で一層緊密な連携を図ること。</p>	<p>「公営住宅法の一部を改正する法律の施行について」の一部改正について(通知)」 雇児発第1226001号平成17年12月26日局長通知。</p> <p>「「公営住宅法の一部を改正する法律の施行について」の一部改正について(通知)」等について」 平成18年1月11日雇児発第0111001号家庭福祉課長通知。</p>	<p>平成17年12月26日、平成18年1月11日</p>
2	身元保証		<p>※就職やアパート転宅にあたっての身元保証について、どの程度積極的に実施されているのか??</p>	<p>婦人相談所により一時保護されている子どもや女性が、その後の社会生活の自立にむけて就職やアパート等を賃借する際、「身元保証人確保対策事業」を活用して相談所長や施設長が保証人となり、身元保証人を確保することにより、女性や子どもの社会的自立の促進に寄与する。</p>	<p>婦人保護施設に入所している、ないし、婦人相談所により一時保護されている子どもや女性が、その後の社会生活の自立にむけて就職やアパート等を賃借する際、施設長や相談所長が保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することで、身元保証人を確保し、女性や子どもの社会的自立の促進に寄与する。(実施主体は措置、保護、一時保護を行う県、運営主体は全社協)</p> <p>・対象となる被保証人:虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、もしくは協力が得られない女性ないしその子ども。 ・対象となる保証人:婦人保護施設の場合は施設長、婦人相談所一時保護の場合は婦人相談所長 ・保障範囲:就職時の身元保証(1年ごと更新、最長3年;限度額200万円;保険料年間10560円(月額880円))、アパート等の賃借時の連帯保証(1年ごと更新、最長3年;限度額120万円;保険料年間19152円(月額1596円))。</p>	<p>「身元保証人確保対策事業の実施について」平成19年4月23日雇児発第0423005号雇用均等・児童家庭局長通知。</p>	<p>平成19年4月23日</p>
3	就労支援・経済支援		<p>※右記は「市町村」の業務についての規定となっている。しかし、婦人相談所は、こうした利用可能な施策とそれへのアクセス・利用方法について、情報提供は利用者にする必要があるのではないかと?また管内の市町村に、証明書発行について、直接的間接的な協力要請をするなど、被害者が円滑に自立支援の施策を活用ができるような支援・調整をする必要があるのではないかと?それらは、婦人相談所の業務として位置づけたいものか?</p>	<p>厚労省職業安定局・職業能力開発局で所管している「公共職業訓練の受講あっせん」「特定求職者雇用開発助成金」「母子家庭の母等に係る試行雇用奨励金」施策について、市町村(特別区含む)が母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号(配偶者から遺棄された女子)に該当する者である旨の証明書を発行すれば、施策の対象となる。</p> <p>市町村は、DV被害者からの証明書発行の申請があった場合に、該当するかを判断し証明書を発行する。市町村が、申請した本人がDV被害者であるかを確認するにあたり、以下等の資料を参考とする。 ・裁判所が発行する「保護命令」の写し、 ・婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の写し(「配偶者からの暴力を受けたものに係る被扶養者認定の取り扱いについて」平成16年12月2日保発第122031号・庁保発第1220201号 にもとづく証明書)。 ・婦人相談所が発行する、婦人相談所一時保護や婦人保護施設の入所証明書(「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」平成16年3月31日国住総第191号 にもとづく証明書) ※ただし、DV被害者であって「配偶者から遺棄されている女子」に該当するかの判断は各市町村それぞれの解釈に基づき行い、証明書の発行事務についても各市町村の判断により行われることがある。</p>	<p>「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明について」 平成19年9月6日雇児発第0906001号雇用均等・児童家庭局長通知。</p>	<p>平成19年9月6日</p>	
4	就労支援・経済支援		<p>また、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターや支援センター以外に配置された婦人相談員が相談を受け付けた場合も、センター長や機関所属超の依頼により、婦人相談所が証明を発行する。</p>	<p>・DV被害者が、厚労省職業安定局・職業能力開発局で所管している「公共職業訓練の受講あっせん」「特定求職者雇用開発助成金」「母子家庭の母等に係る試行雇用奨励金」施策を利用希望し、市町村に証明書発行を申請するにあたり、市町村から証明書発行のため必要に応じて、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の提出を求められることがある。 ・こうした場合、婦人相談所は、証明書発行の依頼を受けた際に、対応する。また、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターや支援センター以外に配置された婦人相談員が相談を受け付けた場合も、センター長や機関所属超の依頼により、婦人相談所が証明を発行する。</p>	<p>「母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明を求める者が配偶者からの暴力を受けた者である場合に関する証明書の発行について」平成19年9月6日 府共第386号、内閣府男女共同参画局推進課長通知。</p>	<p>平成19年9月6日</p>	